

資料1 南風原町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 26 号

改正

令和 5 年 3 月 30 日条例第 10 号

令和 6 年 6 月 28 日条例第 12 号

南風原町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、南風原町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項に規定する計画に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要と認めるときには、関係者の出席を求めて、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(後略)

附 則（令和6年6月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 諮問

南こ第1070号
令和6年8月21日

南風原町子ども・子育て会議会長 殿

南風原町長 赤嶺 正之



第3期南風原町子ども・子育て支援事業計画および南風原町こども計画の
策定について(諮問)

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第61条第1項により策定した第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画について、今年度が計画最終年度となっていることから、直近の保護者ニーズ調査等も踏まえた第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。

また、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条に規定する南風原町こども計画についても、第3期子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、より効果的な計画とすることから、両計画の策定にあたり南風原町子ども・子育て会議の意見を求めます。

資料3 答申

令和7年2月27日

南風原町長 赤嶺正之 殿

南風原町子ども・子育て会議
会長 名渡山 よし乃

南風原町こども計画の策定について（答申）

令和6年8月21日付け、南こ第1070号で諮問のありましたみだしの件につきまして、本委員会で慎重に審議を重ね、「南風原町こども計画（案）」としてまとめましたので、別紙意見書を添えて答申します。

（別紙）

・意見書

（添付資料）

・「南風原町こども計画（案）」

意見書

「南風原町こども計画」の策定にあたり、第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画の評価や子ども・若者当事者の声を踏まえ、取り組む必要があります。

また、今後の計画推進にあたって下記の意見に十分に配慮し「子ども・若者が自分らしく輝くちむぐくるのまち 南風原」の実現に向けて、関係機関とも連携を密にし、事業・活動の着実な推進を図るよう要望いたします。

1. 本計画の推進にあたっては、行政だけではなく、保育・教育・福祉・医療などの関係機関・団体等の他、地域とも連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図っていただきたい。
2. 孤立している子どもや児童虐待、不登校やいじめなどの早期発見・早期対応のため、相談支援体制の充実と連携強化を図っていただきたい。また、未然に防止する取組についても、より一層推進いただきたい。
3. 義務教育終了後も支援が必要な若者は、状況把握が困難な場合がある。今後の支援体制の構築や居場所づくりを前向きに検討いただきたい。
4. 教育・保育の質の向上と体制整備に向けて、現場の意見も踏まえながら、引き続き効果的な支援策に取り組んでいただきたい。
5. 子育て家庭の意識や取り巻く環境は変化することから、子育て支援に対するニーズを引き続き注視しつつ、安心して子どもを産み育てられるまちづくりをより一層推進いただきたい。

資料4 南風原町子ども・子育て会議 委員名簿

N0	名 前	所 属	備考
1	名渡山 よし乃	沖縄女子短期大学 講師	有識者 ◎会長
2	大城 昌信	みつわ保育園 園長	認可保育園 ○副会長
3	金城 勲	南風原幼稚園 園長	町立幼稚園
4	赤嶺 一郎	南風原町学童クラブ代表	学童クラブ
5	玉城 節子	開邦幼稚園 園長	認定こども園 ※第2回会議まで
6	又吉 栄作	一般社団法人ちゃいんどフード 代表理事	小規模保育園
7	仲本 佳奈恵	子ども元気ROOMカナカナ	こどもの居場所
8	沖山 宗立	公募委員	
9	石川 亜弥乃	公募委員	
10	平良 智子	公募委員	

資料5 用語集

用語	解説
あ行	
1.57 ショック	1990 年の 1.57 ショックとは、前年の合計特殊出生率が 1.57 と、「丙午：ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった 1966 年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったときの衝撃を指した言葉
インクルーシブ	日本語では「包み込むような」「包摂的な」と訳される。本計画では障がいの有無にかかわらず、共に過ごすことができることを意味している。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
SNS	「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称であり、友人や知人などつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービスのこと
か行	
学校運営協議会	学校に設置する機関であり、委員となった保護者や地域住民が、校長の学校運営の基本方針を承認するなど、学校運営に参画し、協力して学校運営に取り組むための制度。学校運営協議会を設置した学校のことを、コミュニティ・スクールという。
教育・保育施設等	本計画では、幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小規模保育事業、事業所内保育事業などの総称として使用している。
教育相談支援センター	学校には行きづらい児童、生徒などが、別の場所で相談したり、気持ちを落ち着かせたり、学習したりすることができる場所。本町ではちむぐくる館に開設している。
子どもの権利条約	世界中全てのこどもの持つ人権(権利)を国際的に保障するため定めた国際条約で、1989 年に国連総会にて採択され、日本は 1994 年に批准した。
こどもの権利	生まれた時から全てのこどもが持つ人権(権利)のこと。大人と同様の権利のほか、こどものための特別な権利があり、「子どもの権利条約」の第 1 条から 42 条までに具体的にこどもの権利が記載されている。
こども大綱	こども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めたもの。
こども基本法	日本国憲法、子どもの権利条約の精神に則り、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するために作られた法律
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、地域で安心して子育てできる環境づくりを目指し、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援について、需要と供給を示す計画

用語		解説
	こどもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、全てのこども達が前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会を目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進するための計画
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援法に基づき、全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を目指し、子ども・若者育成支援を総合的に推進するための計画
	こども家庭庁	こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心となって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へ作り変えていくための司令塔として設置された国の組織
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、保健師等を配置して相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう情報提供や調整等を行う機関
	子ども元気ROOM	不登校やひきこもり、その他生活が困難で支援が必要なこどもに対して、学習支援や生活指導、食事支援等の孤立対策を行う居場所
	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う機能を有する機関
	子ども元気支援員	（こども担当）学校や関係機関と連携し不登校やひきこもり、養育環境など気になる児童や世帯について情報共有をし、保護者やこどもと面談を行いながら必要なサービスや支援、町内にあるこどもの居場所につなぐ専門職。 （若年妊産婦担当）若年妊産婦を対象に保健師と連携して、面談を行い、必要なサービスや町内にある若年妊産婦の居場所につなぐ専門職
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むこどもの数に相当する。
さ行		
	新・放課後子ども総合プラン	小学校に就学している全てのこどもの安全・安心な居場所の確保などを目的に、国が定めた計画
	若年妊産婦	10 代等の妊産婦。出産や育児に関して周囲に相談が出来ない、親族やパートナーからのサポートがない等の理由から孤立してしまうケースがある。
	児童虐待	身体的虐待(殴る、蹴るなど)、性的虐待(こどもへの性的行為、性的行為を見せるなど)、心理的虐待(おどし、無視など)、ネグレクト(家に放置する、食事を与えないなど)の4種類に分類される。虐待が疑われたり、発見した場合は通告しなくてはいけない義務がある。
	児童館	地域におけるこどもの育ちを支える場であり、こどもに健全な遊びを提供し、遊びを通じて健康の増進を図る施設のこと。南風原町には各小学校区に1つ設置されている。

用語		解説
	児童発達支援センター	地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担い、高度で専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、障害児通所支援事業者その他関係者に対して、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とした施設
	スクールソーシャルワーカー	こどもの様々な悩み(いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待など)に対し支援するほか、保護者や教職員にも支援・相談・情報提供を行う専門職
た行		
	ティーチャーズトレーニング	発達の気になる子どもの行動を理解し、適切な対応法を具体的に学び、練習することを通して、より良い関係づくりと子どもの適応行動の増加を目指し、支援者等に向けて行う研修
	地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15～49歳の者を対象に、就労に向けた支援を行う機関であり、全ての都道府県に設置されている。
	地域子育て支援センター	正式な事業名は地域子育て支援拠点事業。保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集まり、交流や育児相談が出来る事を目的とした施設
な行		
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設
は行		
	南風原町子ども・子育て会議	学識経験者、子育て支援に従事する者、保護者等から構成され、本町のこども計画の策定や町の子育て支援施策の計画的な推進に必要な事項について、調査審議を行う附属機関
	パーソナルサポートセンター	家族のことで悩んでいる、働きたいけど働けない、住む場所がない、など生活や就職に悩んでいる方の相談支援機関。一人ひとりの状況に応じたプランを作成し、関係機関と連携しながら解決に向けての支援を行う。
	ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加(就学や就労など)を避け、6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
	フリースクール	何らかの理由で学校に通うことができない児童、生徒が通う民間の施設。児童、生徒に対して、学習活動や教育相談、体験活動等を行っている。
	保育所	0歳から小学校入学前までの保育が必要な乳児又は幼児の保育を行う施設
	放課後児童クラブ	保護者が労働等の理由で昼間家庭にいない小学生を預かり、適切な遊びや生活の場を提供することで健全育成を図る施設
	放課後児童対策パッケージ	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき進めてきた放課後児童対策について、その理念や目標を踏まえつつ、放課後児童対策を一層強化し、集中的に取り組むべき対策を予算・運用等の両面からまとめたもの

用語		解説
	保育コンシェルジュ	就学前児童の預け先や子育て支援に関する相談に応じ、保育施設やサービスの情報提供等を行う職員
ま行		
	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき各市町村に配置された非常勤の公務員。地域住民の身近な相談相手として、必要な援助を行うほか、適切な支援やサービスへのつなぎを行っている。
や行		
	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者。過度な負担や責任の重さにより、学業や友人関係への影響が懸念される。
	要保護児童等対策地域協議会	児童福祉法に基づき、虐待を受けているこどもや特定妊婦など支援が必要な家庭を早期に発見し迅速な支援を行うため、関係機関により構成し、必要な情報共有や適切な支援内容の協議する会議体
	幼稚園	満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設
	幼保こ小連携	保育園、幼稚園、こども園、小学校が連携し、こども達の生活や学びの基盤を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続し、組織的に支えること。
わ行		
	ワーク・ライフ・バランス	日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方

南風原町こども計画

令和 7 年 3 月

発行：南風原町 こども課

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地

TEL : 098-889-7028



南風原町